

平成22年 3月11日

大阪大学箕面地区教職員組合
執行委員長 萬 宮 健 策 殿

国立大学法人大阪大学

総務部長 後 藤 宏 平



平成22年3月3日付け質問事項に対する回答

このことについては、平成22年2月12日の団体交渉及び同25日付け回答文書においても縷々説明しているとおり、繰り返しになりますが、退職手当は、個々の経歴や退職時期等によってその額に違いが生じるものであり、旧大阪外国語大学からの承継教員に関しても、一概に不利益変更になるというわけではないため、質問1の対象者を確定することはできません。また、今後、国家公務員の退職手当制度の見直しの動きがある中で、現行規程を前提として将来の退職手当額について試算を行うことに意味があるとは大学として考えていないことから、試算総額を示す考えもありません。

なお、退職手当規程の一部改正については、学内の諸会議でも様々なご意見をいただき検討を重ねてまいりましたが、「統合後の人事制度については、原則、大阪大学の人事制度に合わせることを基本理念とし、調整が必要となる事項は、経過措置を検討する。」ことが両大学間で統合に当たって確認されたことを踏まえ、教員の退職手当については、第2期中期計画期間中の経過措置が終了した後は、国の措置いかんにかかわらず、その支給条件を統一することが、統合に伴う措置として必要不可欠な措置であるとともに、十分な合理性を有するものと大学では考えております。

また、その結果、旧大阪外国語大学からの承継教員に係る退職手当については、統合後8年半にも及ぶ経過措置期間を設けることとなり、大学としても十分な配慮を行っていることをご理解願います。

さらに、団体交渉はあくまで組合員の労働条件について行うものであり、このことからも、試算等を仮に要求されるのであれば、比較する対象、対象者、昇給・昇格等の条件等を明確にお示しいただきたく存じます。なお、この点については、回答文書の他に、去る2月12日の団体交渉席上でも説明し、納得いただいたものと大学では理解しております。

以上、ご検討のほどよろしくお願ひ致します。

以上